
第 10 章 会旗および標章

第 186 条〔会 旗〕

本協会の会旗は、別紙図面のとおりとする。

第 187 条〔標 章〕

本協会の標章は、球をおさえた三足烏（別紙図面のとおり）とする。

第 188 条〔会旗の使用〕

- ① 本協会の会旗は、都道府県サッカー協会および地域サッカー協会の会旗として使用する。
- ② 前項の場合、会旗の左下の位置位に、都道府県名または地域名を次の色で表示する。
 - (1) 都道府県サッカー協会：黄色
 - (2) 地域サッカー協会：白色

第 189 条〔会旗・標章の使用制限〕

- ① 本協会の会旗または標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。
- ② 会旗または標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲および制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。
- ③ 前項の承認の可否は、理事会において決定する。